

大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と社団法人北海道産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、地震等大規模災害（以下「災害」という。）の発生時に、道内の被災市町村、一部事務組合又は広域連合（以下「被災市町村等」という。）が行う災害廃棄物の処理等への支援について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、北海道内において災害が発生した場合に、被災市町村等が行う災害廃棄物の処理等について、甲が乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害」とは、地震、風水害、火山災害をいう。

2 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害により発生したがれき類、木くず、金属くず、廃プラスチック類その他の災害に伴って緊急に処理する必要がある廃棄物をいう。

（情報の提供）

第3条 甲は、災害が発生したときは、乙に道内の被災、復旧状況等必要な情報を随時提供するものとする。

2 乙は、甲から情報の提供があったときは、甲に災害廃棄物の処理等に関して協力可能な会員情報を提供するものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、被災市町村等が実施する次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、被災市町村等から応援要請があった場合、乙にその協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号に伴う必要な事業

2 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書によりがたい場合は、口頭で協力を要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町村名等
- (2) 協力内容
- (3) その他必要な事項

3 乙は、甲から協力要請があったときは、速やかにその諾否について検討し、その結果を文書により甲に通知するものとする。

（災害廃棄物の処理等の実施）

第5条 乙は、甲の要請を受諾できる場合は、必要な人員、車両、資機材を乙の会員から調達できるよう調整し、被災市町村等が実施する災害廃棄物の処理等に協力するものとする。

2 乙の調整により協力できる会員は、被災市町村等からの要請に基づき災害廃棄物の処理等を行うものとする。

3 乙の会員は、この協定に基づく災害廃棄物の処理等に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 災害廃棄物の減量化のため、再利用及び再資源化に配慮した処理等に努めること。

(実施報告)

第6条 乙は、乙の会員が災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

(1) 市町村名等

(2) 実施内容

(3) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 第3条に規定する要請に基づき乙の会員が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、原則として被災市町村等が負担するものとし、その金額は乙と被災市町村等が協議の上、決定するものとする。

(損害賠償)

第8条 第3条に規定する要請に基づき乙の会員が実施した災害廃棄物の処理等により生じた損害補償については、乙と被災市町村等が協議するものとする。

(仮置場)

第9条 災害廃棄物の処理等に必要な仮置場については、原則として被災市町村等が確保するものとし、被災市町村等の区域内に確保できない場合は、甲は必要に応じて被災市町村等と関係市町村等との調整が円滑に行われるよう努めるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては環境生活部環境局循環型社会推進課、乙においては協会事務局とする。

(協会の状況等の報告)

第11条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理等が円滑に行われるよう人員、資機材の確保台数等の状況を毎年4月末までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができるものとする。

(実施細目)

第12条 この協定を実施するために必要な事項については、別途定めるものとする。

(他被災都府県への応援)

第13条 甲が被災した都府県に対して災害廃棄物の処理等についての応援を行うために乙に協力要請を行った場合においても、乙はこの協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

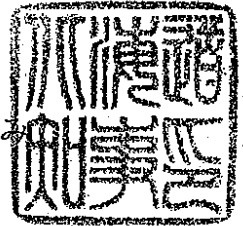
(この協定にない事項)

第14条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年4月19日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はる



乙 社団法人北海道産業廃棄物協会
会長 谷口 二郎



大規模災害発生時における災害廃棄物の 処理等の協力に関する協定書実施細目

(趣旨)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と社団法人北海道産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、「大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき協定を実施するために必要な事項について、次のとおり実施細目を定める。

2 この実施細目の用語の意味は、協定の例による。

(災害廃棄物)

第2条 協定の対象とする災害廃棄物は、石綿含有廃棄物を含めた災害により発生したがれき類、木くず、金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、繊維くず、紙くずとする。なお、それら以外の廃棄物については、その都度、被災市町村等と乙が協議するものとする。

2 災害廃棄物は一般廃棄物として取り扱うものとする。

(事前手続き)

第3条 協定に基づく災害廃棄物の処理等に当たっては、事前に次の各号に示す必要な手続き等を行うものとする。

(1) 甲は、被災市町村等に対して、乙の会員が行う災害廃棄物の処理を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「法」という。）第6条の2第2項に規定される委託基準により委託するよう助言すること。

(2) 災害廃棄物の処理を産業廃棄物処理施設で行う場合は、それらの設置者は、甲に法第15条の2の4の規定による産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出をすること。

(3) 協定に基づく災害廃棄物の処分の場所が被災市町村等の区域以外の市町村等の区域内にあるときは、甲は、被災市町村等と関係市町村等との調整が円滑に行われるよう努めること。

(要請方法等)

第4条 協定に基づく要請等の手続きは、次の各号に従って行うものとする。

(1) 被災市町村等は、別記様式1により協定第4条第2項各号に掲げる事項を取りまとめ甲に応援を要請する。

(2) 甲は、被災市町村等から通知された別記様式1の内容を確認し、当該通知により乙に協力を要請する。

(3) 乙は、前号の協力要請があった場合は、速やかにその諾否について甲に通知する。

(4) 甲は、乙から前号の通知を受けたときは、その結果を応援要請のあった災害市町村等に連絡する。

(5) 乙は、受諾できる場合は、別記様式2により協力する内容・規模、派遣期間、会員名等を取りまとめ甲に通知する。

(6) 甲は、乙から通知された別記様式2の内容を確認し、当該通知により災害市町村等に通知するとともに、乙の会員の受入に必要な事務を進めるよう指示する。

(実績報告)

第5条 協定第6条で規定する乙が甲に報告する事項は、別記様式3により取りまとめるものとする。

(費用の額)

第6条 乙は、被災市町村等に費用の負担を求めるときは、災害廃棄物の処理等への協力という観点から費用を算定するものとし、協定第7条で規定する被災市町村等と乙との費用の協議に当たっては、乙は可能な限り事前に積算根拠を明確化しておくものとする。

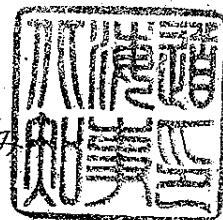
(協議)

第7条 この実施細目の解釈について疑義が生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年4月19日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ



乙 社団法人北海道産業廃棄物協会
会長 谷口 二郎



応 援 要 請 書

平成 年 月 日

北海道知事 様
 （環境生活部環境局循環型社会推進課 あて）

（市町村、組合、連合名）長

（公印不要）

この度の において発生している災害廃棄物の処理等に関して、社団法人北海道産業廃棄物協会に応援を要請願います。

協 力 要 請 書

平成 年 月 日

社団法人北海道産業廃棄物協会
 会 長 様

北海道知事
 （環境生活部環境局循環型社会推進課）

被災市町村等から応援要請がありましたので、協力内容に沿った災害廃棄物の処理等について、協力を要請します。

市町村名（担当編・TEL・FAX・Eメール）		
協 力 内 容	廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> がれき類 <input type="checkbox"/> 木くず <input type="checkbox"/> 金属くず <input type="checkbox"/> 廃プラ <input type="checkbox"/> が陶くず <input type="checkbox"/> 石綿含有廃棄物 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	処理等の種類	<input type="checkbox"/> 廃棄物の撤去 <input type="checkbox"/> 廃棄物の収集・運搬 <input type="checkbox"/> 廃棄物の処分 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	具体的な方法	<input type="checkbox"/> 撤去量（約 t） <input type="checkbox"/> 収集運搬料（約 t）
		<input type="checkbox"/> 中間処理量（ <input type="checkbox"/> 破碎（ t） <input type="checkbox"/> 焼却（ t） <input type="checkbox"/> その他（ t）） <input type="checkbox"/> 最終処分量（ t）
その他必要な事項		

協 力 通 知 書

平成 年 月 日

北海道知事 様
 (環境生活部環境局循環型社会推進課行き)

社団法人北海道産業廃棄物協会
 会 長

平成 年 月 日付けで協力要請のありました被災市町村等への協力内容等について、
 通知します。

応 援 通 知 書

平成 年 月 日

(市町村、組合、連合名) 長 様

北海道知事 様
 (環境生活部環境局循環型社会推進課)

平成 年 年 月付け応援要請に対して、社団法人北海道産業廃棄物協会から協力内容
 等について、通知がありましたので、同協会員が円滑に協力できるよう事務を進めてください。

市町村名	派遣予定期間	平成 年 月 日～ 月 日
協 力 内 容	処理可能な 廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> がれき類 <input type="checkbox"/> 木くず <input type="checkbox"/> 金属くず <input type="checkbox"/> 廃プラ <input type="checkbox"/> が陶くず <input type="checkbox"/> 石綿含有廃棄物 <input type="checkbox"/> その他 ()
	協力可能な 処理等の区分	<input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 収集・運搬 <input type="checkbox"/> 中間処理 () <input type="checkbox"/> 最終処分 () <input type="checkbox"/> その他 ()
	使用可能機材	<input type="checkbox"/> 撤去機材 (台) <input type="checkbox"/> 収運車両 (台)
		<input type="checkbox"/> 中間処理 (<input type="checkbox"/> 破碎 <input type="checkbox"/> 焼却 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 最終処分 (<input type="checkbox"/> 安定型 <input type="checkbox"/> 管理型)
そ の 他	協力会員等	氏名・名称 (延 人)
	留意事項	

別記様式3 (実施細目第5条関係)

実 績 報 告 書

平成 年 月 日

北海道知事 様
(環境生活部環境局循環型社会推進課行き)

社団法人北海道産業廃棄物協会
会 長

平成 年 月 日付けで協力要請について、災害廃棄物の処理等を実施したので、報告
します。

市町村名		実施期間	平成 年 月 日～ 月 日	
実 施 内 容	処 理 し た 廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> がれき類 <input type="checkbox"/> 木くず <input type="checkbox"/> 金属くず <input type="checkbox"/> 廃プラ <input type="checkbox"/> が陶くず <input type="checkbox"/> 石綿含有廃棄物 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	処理等の区分	<input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 収集・運搬 <input type="checkbox"/> 中間処理 () <input type="checkbox"/> 最終処分 () <input type="checkbox"/> その他 ()		
	使用機材	<input type="checkbox"/> 撤去機材 (台) <input type="checkbox"/> 収運車両 (台) <input type="checkbox"/> 中間処理 <input type="checkbox"/> 破砕 施設 <input type="checkbox"/> 焼却 施設 <input type="checkbox"/> その他 () 施設 <input type="checkbox"/> 最終処分 <input type="checkbox"/> 安定型 箇所 <input type="checkbox"/> 管理型 箇所		
	処理実績	<input type="checkbox"/> 撤去量 t <input type="checkbox"/> がれき類 t <input type="checkbox"/> 木くず t <input type="checkbox"/> その他 t <input type="checkbox"/> 収集運搬量 t <input type="checkbox"/> がれき類 t <input type="checkbox"/> 木くず t <input type="checkbox"/> 金属くず t <input type="checkbox"/> 廃プラ t <input type="checkbox"/> が陶くず t <input type="checkbox"/> 石綿含有廃棄物 t <input type="checkbox"/> その他 t <input type="checkbox"/> 中間処理 <input type="checkbox"/> 破砕 t <input type="checkbox"/> がれき類 t <input type="checkbox"/> 木くず <input type="checkbox"/> 廃プラ t <input type="checkbox"/> 焼却 t <input type="checkbox"/> 木くず t <input type="checkbox"/> 廃プラ t <input type="checkbox"/> その他 t <input type="checkbox"/> その他 t <input type="checkbox"/> 最終処分 t <input type="checkbox"/> 安定型 <input type="checkbox"/> t <input type="checkbox"/> t <input type="checkbox"/> 管理型 <input type="checkbox"/> t <input type="checkbox"/> t		
そ の 他	参加会員等 実施した手続 き	氏名・名称 (延 人)		